

1	開催日時 平成26年3月12日(水) 開会 午後 2時00分 閉会 午後 4時30分
2	開催場所 尾張旭市役所 2階 203会議室
3	出席委員 内山 哲治、柴田 幸正、辻 佳世子、長谷川 元洋、松原 道雄 5名
4	欠席委員 なし
5	傍聴者 なし
6	出席した事務局職員 行政課長 木上 恒夫、法務文書係長 谷口 洋祐、副主任 森下 佳美
7	その他の出席者 災害対策室監 日比野 茂、室長補佐 加藤 博英、副主任 周防 康尚 情報課係長 鈴木 清貴
8	議題等 (1) 情報公開制度の運用について (2) 災害対策室の新規事業における個人情報等の取扱いについて
9	会議の要旨 次のとおり
事務局 (行政課長)	本日は、委員各位におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。ただ今から、平成25年度第2回情報公開・個人情報保護審査会を開催します。 本日の会議は、全員出席であり、審査会条例第7条第2項の定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。 また、この会議は、本審査会条例第2条第2項の規定に基づき、情報公開制度の運用についてと、市の新規事業における個人情報等の取扱いについて、審査会の意見を伺うために開催しております。本審査会の運営要領の第2条第4項本文の規定により、非公開情報を含む部分以外は、会議を公開することとなります。 なお、傍聴席は、事務局の席の後ろに設けてございまして、現在、傍聴者はおられません。 委員の皆様方におかれましては、個人情報をはじめとした非公開情報の発言はお控えいただきますようお願いいたします。なお、会議終了後は、非公開部分を除き、会議録を公開とすることについて提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

平成25年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

事務局 (行政課長)	(「異議なし」の声あり) それでは、会議の進行の予定ですが、議題(1)については30分程度、残りの時間で、議題(2)について審議いただき、午後5時頃を目途に終了したいと考えております。 それでは、ここからは、審査会条例第7条第1項により、会長に議長をお願いします。
会長	それでは議題に入ります。 議題(1)「情報公開制度等の運用について」事務局から説明してください。
事務局 (副主幹)	(配布資料確認) 「情報公開制度の運用について」を、御説明申し上げます。 この件に関しましては、前回の審査会で条例の改正と制度の運用の2点について、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。 1点目の条例の改正につきましては、カラー刷りでの写しの交付作成についてと、フロッピーディスクに関する部分の削除についてですが、現在開催中の3月議会に提出中でございますので、御報告申し上げます。 2点目の制度の運用につきましては、審査会の御意見を元に、事務局が尾張旭市情報公開事務取扱要領の一部改正案を作成しました。先日郵送した資料1を御覧ください。 (資料について、説明。) ・ 削除する部分 2重線で見え消し ・ 追加する部分 網掛け 改正箇所 ・ P97 第3第2項本文を実状に合わせて改正 ・ P98 第3第3項第3号ウを追加 ・ P101 第4第2項第2号追加し、以降の号を繰り下げ ・ P102・103 情報公開実施手数料の徴収 ①の計算例の部分の改正

事務局 (副主幹)	③の様式名称の変更に合わせて改正 ・ P106 第 5 第 4 項第 3 号を追加 ・ P107 第 5 第 5 項第 2 号及び第 3 号を改正 ・ P112 附則を追加（職員の P C を、H 2 6 年 6 ～ 7 月にかけて更新予定であり、必要に応じてメールにパスワードを付することが可能になる。このため、メールによる情報提供サービスに関する部分は、8 月 1 日から施行） ・ 委員からの事前質問について 長谷川委員から、メールアドレスについて、本人確認の方法について別紙のとおり質問をいただきました。 再度検討し、別紙のとおり回答をします。 説明は、以上です。よろしくお願いします。
会長	事務局による説明が終わりました。 委員の皆様、意見はありませんか。
長谷川委員	本人のメールアドレスを確認するとありましたので、このような質問をしました。 事務局の回答の中で、「請求者または請求者と同一世帯にある者の」とある部分ですが、同一世帯である証明がまた困難ですので、この部分を削ってはどうか。
会長	ただ今、長谷川委員から御意見がありました。事務局はどう考えますか。
事務局 (行政課長)	この件については、実際に紙媒体で写しの交付を受けた公開請求者に限って、写しの内容と同一のものを P D F 化してメール送信しようとするものです。 長谷川委員からの御意見のとおり、請求者と同一世帯にあるかどうかの判断基準は悩ましいところです。「公開請求者が申し出たメールアドレス」としたいと思います。
会長	委員の皆様、いかがでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

会長	私から1点、よろしいですか。P106の枠囲いの中、①で「PDFする」とあるのは、「PDF化する」にしてください。 この他に、何かありませんか。 （「なし」の声あり） 質問もないようです。それでは、事務局は、ただ今の意見等に基づき、条例改正及び運用の変更をお願いします。 続きまして、議題(2)、「災害対策室の新規事業における個人情報等の取扱いについて」です。議題の進め方について、事務局より説明してください。
事務局 (行政課長)	それでは、議題の進め方について、説明させていただきます。 この議題は、事務局のほかに、関係課等の出席を求めます。 まず資料2により、事務局から前回の振返りをさせていただきます。 次に、資料3、4により、災害対策室の担当者から事業について説明いただきます。 次に行政課から委員からの事前質問について、また、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定やその他事業について審議いただきたいポイントについて説明します。 その後、委員の皆様からの質疑・応答を行います。 質疑・応答が終了しましたら、災害対策室の職員には退席してもらい、委員と事務局で意見をまとめていきたいと考えております。 なお、審議の中で、本市の情報セキュリティについての質疑・応答を行う場合などに、会議内容が、一般に公開できない場合があるかもしれません。その場合は、本審査会傍聴要領第6条の規定により、傍聴者の方に御退出を求めることとなります。説明は以上です。
会長	皆様、ただ今のような進め方としてよろしいですか。

平成25年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

会長	(「異議なし」の声あり) それでは、関係職員の入室まで、暫時休憩とします。
	(災害対策室職員、入室)
会長	それでは、事務局、災害対策室の方から、御説明をいただきたいと思います。説明後、30分程度を目途に、質疑・応答の時間を設けます。そして、質疑応答後の意見のまとめについては、審査会委員及び事務局のみで議事を進めます。 なお、本日の会議は、一般の方の傍聴を認めておりますが、説明及び質疑応答において、非公開とすべき内容がありましたら、傍聴者の方に御退出いただく必要があります。 そうした内容がありましたら、適宜、お申し出ください。 それではまず、事務局から、前回の振り返りをしてください。
事務局 (副主幹)	それでは、前回の振り返りをいたします。資料2を御覧ください。前回の審査会の内容をまとめたものです。2の(2)を御覧ください。前回は、各課から説明した後、質疑応答を行い、次の事項について確認を行いました。 ・大学の研究に個人情報不要であること。 ・個人情報の活用は、市の事業においてのみで、その事業は市がコンサルタント会社に委託をすること。このとき個人情報を大学の教授の目に触れる可能性があるため、三者契約で情報漏えいを防止すること。 ・システムのサーバーは、セキュリティポリシーに適合する形で運用すること。 ・システムの動作環境は、個人のPCでも可能なレベルであること。 ・50mメッシュのマップ作成は、名古屋市と同様のものであれば実施について支障のないこと。 以上について確認し、災害対策室が個人情報を利用する事業内容を絞り込んだ上で、改めて審査会で検討することとしました。 振り返りは以上です。

事務局 (副主幹)	なお、災害対策室からは、前回の審査会の後、状況が変わった事項があると聞いております。この点につきましては、後ほど災害対策室から説明があります。 本日、審査会にて災害対策室の事業に関し、御意見を頂きたい要点は4点あります。1点目、個人情報の取得方法について、2点目、個人情報の利用について、3点目、個人情報の保有について、4点目、情報公開及び個人情報の開示請求に対する考え方。これらの要点について、委員の皆様の御意見をいただき、審査会の意見としてまとめていただければと思います。 よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。 それでは、次に災害対策室から説明してもらいますが、まず前回からの変更点、それから今回の資料について説明をしてください。
災害対策室 (監)	(災害対策監 挨拶) 災害対策室では、東日本大震災等を教訓に、名古屋産業大学の研究グループとともに南海トラフ巨大地震に対する被害想定をし、防災及び減災に役立てて参りたいと考えております。昨年11月の審査会に引き続き、2回目となりますが、よろしくお願いします。それでは、事業の内容の絞り込み、変更点等について触れながら、今回の資料及び事前に頂きました御質問について、加藤室長補佐、周防副主幹から説明させます。
災害対策室 (室長補佐)	(室長補佐 挨拶) 11月の審査会以後、本市情報課や研究グループと検討を重ねてきました。その中で、変更点がありましたので、お知らせします。まず、事業内容を大幅に変更しました。 ・事業の中で使用する個人情報を必要最小限に限定した。 ・情報課と協議し、個人情報を委託業者に渡すことは問題ないという判断がされた。これにより、プログラムを庁内のサーバに入れて、庁内で扱う必要がなくなった。庁内のサーバを委託業者とオンラインで結ぶ必要もなくなった。

災害対策室 (室長補佐)	・研究グループは、事象と結果を統計的に見るだけで、個人情報を見る必要はないことを確認した。 資料3の中で、「提供」という言葉を使用していますが、これは、外部への提供を意味するのではなく、市が委託契約する委託会社にデータを渡し、内部利用することを意味しています。誤解を招く使い方をし、すみませんでした。 それでは、周防副主幹から資料3について、説明いたします。
災害対策室 (副主幹)	(副主幹 挨拶) 資料3 概略説明 ・P2 地震動分布・被害想定、地震ハザードマップ作成、建物ごとの被害想定これらを委託業務で行う。 ・P3 50メートルメッシュのイメージ説明 ・P4 公表方法を市全域にまとめた総数とするよう、前回から変更した。 資料5 ページからは、加藤室長補佐から説明します。
災害対策室 (室長補佐)	・P5 ①50メートルメッシュ地震ハザードマップ 個人情報の利用はせず、作成について支障なしと了解されている。 ・P6 ②市内の建物被害の想定 この項目は、市が委託するコンサルタント会社に建物ごとの被害想定をしてもらうもの。市等が所有するデータのうち、下線部分については、見直し後使わないこととした。ただし、税務課所有の「家屋番号・所在地番」及び都市計画課所有の「家屋台帳番号・建物所在地」は、データを関連付けるため最小限必要な個人情報である。 また、個人情報の運搬方法などについては、審査会から納得したとの御意見があり次第、情報課と検討し、適切な方法をとることとする。 ・P7 ③市内の人的被害の想定 この項目については、町字ごとの人的被害の想定とするなど大幅に見直しをし、個人情報については利用しないこ

災害対策室
(室長補佐)

ととした。

・P8 ④保有方法と活用方法

業務委託した成果品（一覧表・地図データのデータベース）を金庫方式で電算室内のサーバに保管し、発災時に災害対策として活用する。また、情報公開請求や個人情報開示請求があった場合の対応についても見直しをし、個人の利益権利を害するおそれがあり、また建物被害等の情報には不完全さもあり、風評被害も考えられるため、非公開、非開示とすることが妥当であるとする。この点については、条例に照らし、妥当性があるかも意見としていただきたい。

以上です。

続きまして、事前質問に対する回答について、御説明します。
資料4を御覧ください。

1-1 個人情報であると認識している。

1-2 研究グループにも確認をしているが、市は、研究グループに個人情報を提供しない。災害対策室の事務分掌の範囲内で行う事業を、コンサルタント会社に委託して行うのみ。

1-3 尾張旭市個人情報保護条例第9条第2項第2号の「法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合」に該当するものと考えている。

1-4 委託会社への運搬する際の、安全確保手法の例示で、尾張旭市情報セキュリティ対策基準の中にある記載と同義と考えている。

1-5 インターネット接続をしないことも意図している。

1-6 委託業者には、覚書を取り交わして尾張旭市情報セキュリティ対策基準を順守させる。

1-7 家屋課税データに耐震改修結果データを結び付けることで、算定結果と実態を近付けることができ、防災対策に役立てるのに必要なため。

1-8 1-3で回答したように、提供ではなく、個人情報の内部利

災害対策室 (室長補佐)	用及び保有と考えている。 1-9 (事務局回答) 行政課では情報システムを所管していないため、対策基準第7第3項でいう実施手順は策定していない。参考として、行政課が策定した個人情報漏えい危機管理マニュアルを添付する。 1-10 委託事業に利用する個人情報を大幅に見直し、少なくしたため、情報課と協議した結果、必要な措置を講ずれば委託会社へ情報を渡しても良いこととなった。また、インターネットには接続しない。保有については、算定結果をもらったものだけとする。 以上です。
会長	では、事務局から委員からの事前質問について何かありますか。
事務局 (副主幹)	1-9について、説明したとおりです。また、審査途中で新たな質問がありましたら、必要に応じて発言します。
会長	それでは、委員の皆様、ただ今の説明について、御質問等がありますか。
長谷川委員	丁寧に回答していただき、ありがとうございました。また、前回以後、いろいろと検討され事業が見直されたことが分かりました。 私の質問に対する回答について、再度質問します。1-1で他の情報と照合できなくする、とはどのようなことですか。
災害対策室 (室長補佐)	委託会社へデータを渡す際の、安全性のことを表しています。具体的には、パスワードを付したり、暗号化をしたりすることです。
長谷川委員	利用する個人データは個人情報であると認識されているとのことですが、算定結果の倒壊確率などのデータはどうですか。
災害対策室 (室長補佐)	いずれも個人を特定することのできる個人情報であると認識しています。
長谷川委員	研究グループについてですが、個人情報は見ないとのことですが

平成25年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

長谷川委員	が、研究成果として算定結果は欲しいのではないですか。前回の審査会の資料ではそうあったと思いますが。
災害対策室 (室長補佐)	研究の成果物が解析プログラムを完成させることであり、統計的な数字があれば足りとのこととです。
長谷川委員	1-6 委託会社のパソコンは、インターネット回線に接続されていますか。そうであれば、個人情報第11条のオンライン結合について関わってきます。
災害対策室 (室長補佐)	委託会社は入札で決定しますが、その際の仕様書等で必要な環境についてしっかり定める予定です。
事務局 (副主幹)	個人情報第7条において、実施機関は、安全確保の措置を講じなければならず、業務委託に当たっても準ずるとされています。
松原委員	そういった規定があっても、委託会社側にデータが残っていれば、心配です。
災害対策室 (室長補佐)	その点については、委託会社と覚書を取り交わし、尾張旭市情報セキュリティ対策基準を順守させるよう、指導します。
長谷川委員	委託契約をして事業を行うことは、民間企業のサーバについて市が責任を持つことになります。研究グループと企業のサーバは、オンライン接続しませんか。
災害対策室 (室長補佐)	接続することはありません。以前、市と業者と研究グループで3者契約を結ぶことについて御意見をいただいたので、そうするのか、覚書を取り交わすか、まだ明確には決めていませんが、情報課と協議し、個人情報を守るため適切に執行します。
柴田委員	データの更新はいつ、どのようにされますか。
災害対策室 (室長補佐)	具体的には決めていませんが、市で職員が行うのではなく、今回同様の委託をすることになるため、最低でも1年以上先です。最新の課税データと、改修建築データを利用して算定します。
長谷川委員	1-9の回答について質問です。行政課は、情報システムを所管していないので、実施手順を策定していないとあります。解析プログラムは、情報システムに当たるのではないですか。
災害対策室 (室長補佐)	市は、プログラムを利用して委託会社が算出し、納品されたデータを持つだけなので、情報システムを所有する訳ではありません。

災害対策室 (室長補佐)	ん。
長谷川委員	データをサーバが持つということは、サーバがそのデータを計算処理するシステムを持つということを意味します。別添 1 の尾張旭市情報セキュリティ基本規程第 2 条第 1 号に情報システムの定義があります。
災害対策室 (室長補佐)	その定義は、今あるデータをシステムで処理をして別のものに変えることを意味するもので、今あるデータを見るための処理のことを指すのではないと、災害対策室は考えています。
会長	この件については、情報課の職員に確認したいと思います。事務局は、情報課の方を呼んで下さい。
	(情報課職員 入室)
会長	今、情報システムとは何か、という議論をしています。災害対策室では、情報システムを持たないと考えているとのこと。その辺りについて、御説明願います。
情報課 (係長)	情報課の鈴木です。この件については、成果品であるデータのみが入ったファイルを単純に保有するだけであれば、それは情報システムには当たらず、そのデータを市の管理する共有ファイルサーバに入れた場合は、情報課が管理するサーバで運用するため、情報課が定めたルールが適用されます。災害対策室が自己管理でサーバを持ち、そこへファイルを入れれば、情報システムに該当するので、災害対策室がルールを作り、運用管理する必要があります。
長谷川委員	災害対策室は、どのようにデータを保有する予定ですか。
災害対策室 (室長補佐)	当初考えていたよりも、扱うデータを見直したことで大幅にデータ量が減ったので、保有方法の選択肢ができ、市のサーバで保有することも検討できるようになりました。今後、情報課と協議をし、最適な方法をとりたいと考えています。
長谷川委員	情報課に確認します。情報課のシステムにファイルを入れたら、情報課のルールで運用管理されるので、情報システムには該

平成25年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

長谷川委員	当しないということでしたね。では、災害対策室が独自でサーバを持ち、そこへファイルを入れたら情報システムに該当し、災害対策室は、情報セキュリティポリシーに基づく実施手順を策定することになりますか。
情報課 (係長)	はい。そうなります。
長谷川委員	分かりました。ありがとうございました。
会長	他に、質問等はありませんか。 (「なし」の声あり) それでは、情報課の方、ありがとうございました。御退室ください。
	(情報課職員 退室)
会長	情報システム等について、情報課の方に御説明いただきました。その他に、御質問等はありませんか。
長谷川委員	資料3のP8で災害対策室は、成果品の保有情報を情報公開請求又は個人情報開示請求があった場合に、非開示にすることは妥当と考えるとしていますが、その根拠を伺います。
会長	事務局はどう考えますか。
事務局 (副主幹)	情報公開条例では、所在地番等は、第7条第1号の個人に関する情報であります。成果品は、あくまでも想定結果であり、事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合に当たるので、同条第4号の審議、検討に関する情報に該当すると考えます。 また、個人情報保護条例では、このような情報を開示することで、請求者の不安をあおることとなり、また、不動産の価値について風評被害が心配されるため、第15条第1号に該当すると考えます。

平成25年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

柴田委員	この条の第5号にも、情報公開条例の第7条第4号と同様の規定がありますね。
事務局 (副主幹)	はい。この号も該当します。
会長	ありがとうございました。他に、御質問はありませんか。
柴田委員	研究グループにとっての成果物は、プログラムをすることですか。それとも、プログラムを使って計算したデータを入手することですか。
災害対策室 (室長補佐)	最終的には、「プログラムを使って、このようなデータが計算された」ということが報告できれば良いと聞いています。
会長	その他に、災害対策室に質問したいことや念押ししておきたいことなどがないか、確認します。 まず、個人情報の取得方法について、とくに問題等はありませんか。 (「なし」の声あり) 個人情報の利用について、災害対策室の方で必要最低限に絞るということについては、いかがですか。 (「なし」の声あり) 保有については、いわゆる金庫方式で保有するということについては、いかがですか。 (「なし」の声あり) 情報公開及び個人情報開示の請求に対する考え方について、これは、非公開とするという考え方でした。該当条文等は後ほどまとめることにしますが、非公開という考え方については、いかがですか。 (「なし」の声あり) ありがとうございました。他に、御質問はありませんか。 (「なし」の声あり) それでは、これで、質疑応答を終了します。災害対策室の皆様、御出席をいただきありがとうございました。
	(災害対策室職員、退室)

会長	説明及び質疑応答の時間が終わりました。 はじめに、事務局から4つの点について確認していただきたいとされています。個人情報の取得、利用、保有、そして情報公開及び個人情報開示の請求に対する考え方の4点です。 それでは、委員の皆様、意見をお願いしますが、本日所要のため途中で退席される辻委員から、御意見ををお願いします。
辻 委員	全体を通して、特に否定的な意見はありません。4つの点において、法令を順守していただき、また、三者契約などをきちんと行って、情報管理なども適正にして、紛争が起こらないようにしてもらえれば、と思います。
会長	ありがとうございました。
	(辻 委員 退室)
会長	それでは、意見をまとめるために、事務局から4つの点について、順番に確認をしてください。
事務局 (副主幹)	分かりました。それでは、前回の審査会でお配りした資料6に沿って、確認をさせていただきます。 まず、1点目、個人情報の取得について。P2①個人情報の収集を御覧ください。災害対策室の事業内容の見直しにより、使うこととなる個人情報は、税務課と都市計画課のものだけになりました。 合法性等判断の視点が表の中央にあり、その右側の欄に考え方を載せてあります。判断の視点では、両課のものは、(7)①イ実施機関内の目的外利用で相当の理由あり、に該当します。これは、個人情報保護条例の第4条第2項により税務課及び都市計画課が取得したものを、同条例第9条第2号イにより災害対策室が内部で目的外利用したもので、適正であると言えます。税務課のデータに対する考え方は、災害対策室が使用する個人情報の見直しを行ったことにより、必要最小限になったことで、問題がなくなりました。また、都市計画課のデータを使用することについては、建物ごとの被害想定を出すことが、この業務の全体の成果であるため意義があるものと考えられます。

平成25年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

会長	ありがとうございました。 ただ今の事務局の説明について、御異議はありませんか。 （「異議なし」の声あり） それでは、2点目をお願いします。
事務局 （副主幹）	2点目、個人情報の利用について。資料6のP3「③利用について」を御覧ください。利用については、市民に対する提供と、消防・警察等の関係機関への提供が考えられていましたが、事業内容の見直しにより、市民に対する提供は、50メートルメッシュの被害想定マップの全戸配布のみになりました。これにより、問題はなくなったと考えます。
松原委員	災害が発生した際には、被災者の安否などはすぐに分かるようにしてもらいたいと思います。
事務局 （行政課長）	大規模災害発生時などには個人情報保護条例第9条第2項第3号及び第4号などの規定により、外部提供することが考えられます。 平常時の情報提供については、今後慎重な検討が必要と考えます。
会長	分かりました。2点目について御異議はありませんか。 （「異議なし」の声あり） 3点目をお願いします。
事務局 （副主幹）	3点目は、個人情報の保有について。 災害対策室から、今後情報課と協議し、適正な措置をとることとする、との意向がありましたので、それであれば問題なしと考えます。
会長	分かりました。3点目について御異議はありませんか。 （「異議なし」の声あり）

会長	4点目の公開についての考え方については、先程、非公開とすることで意見がまとまりました。
柴田委員	確認ですが、基本的には、情報公開の請求でも、個人情報開示請求でも、公開しないということですね。
事務局 (行政課長)	はい。全体としての被害想定としては公表するけれども、個別の被害想定については、確定値ではないので公表しないという考え方です。
会長	分かりました。4点目について御異議はありませんか。 (「異議なし」の声あり) 最後に、災害対策室が見直しを行った後の事業の妥当性について、資料3について何か御意見はありませんか。
松原委員	今日、災害対策室から説明のあった内容で、審査会の意見に従って事業を行っていただければ、特に問題はありません。
松原委員	今回の審査内容に直接関係はありませんが、本市には池が多く、常に水が満ちている状態になっています。大きな揺れにより、池の堤が崩れることも心配されます。市は、市民の安全を考えて、安心して暮せるようにしていただきたいと思います。
事務局 (行政課長)	ありがとうございました。池につきましては、現在、市は耐震診断を行い、対策をしつつある状況です。
会長	分かりました。 それでは、意見がまとまったようですので、事務局は、本日のまとめとして、意見書の案を作成してください。 後日、意見書の案を委員の皆様を確認していただき、意見書として市長に提出します。なお、最終調整は、私と事務局に御一任いただけますでしょうか (「異議なし」の声あり) それでは、その様に進めさせていただきます。

平成25年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

会長	その他として事務局から何かありますか。
事務局 (行政課長)	特にありません。この件に関しましては、昨年11月以降、2回にわたり審議いただき、ありがとうございました。
会長	ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、平成25年度第2回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会を閉会します。